東京都 都税総合事務センター所長 殿

## 過誤納還付金の受領に関する委任状

※ 必ず、記載例を確認の上、A·B·C欄を全て記入してください。

年 月 日

受付印 (事務所)

受付印 (還付管理課)

## A[委任者(納税義務者)]

 
 主

 住所

 氏名 (名称)

 電話番号

下記の過誤納還付金について、還付及び充当に関する通知の受領、還付金の受領に関する一切の権限を受任者に委任します。 ただし、過誤納還付金が**本状提出後6ヶ月以内に発生しなかった場合**は本委任を解除します。

B[過誤納金の内容] 全項目記入必須

自動車 登録番号	(課税年度4月1日現在の都内の登録番号)
課税年度	令和 年度
税金の種類 ( <u>※</u> )	自動車税種別割 ・ 自動車税環境性能割 【該当するものを○で囲んでください。】
発生理由	<ul><li>1 抹消登録 (予定含む)</li><li>2 減免</li><li>3 二重納付 (領収証書 (原本) 添付)</li><li>4 その他 (</li><li>【該当理由を○で囲んでください。】</li></ul>

C「受任者(過誤納金の受領者)〕

※令和元年9月30日以前に自動車の新規登録を受けている場合は、「自動車税種別割」を「自動車税」に、 「自動車税環境性能割」を「自動車取得税」にお読み替えください。

## 御注意

- ① 委任状は、**委任者が自署・押印(実印)**してください。また、受任者から提出される場合は、委任者の**印鑑証明書または印鑑登録証明書(コピー可。ただし、等倍かつ**明**瞭なもの**に限る。)を添付してください。
- ② 楷書で明瞭に記入してください。また、「鉛筆」や「摩擦熱で消せる筆記具」等、消せる筆記具は使用しないでください。
- ③ 一度提出された委任状等は原則として返却しません。ただし、委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は返却することがあります。
- ④ 抹消登録により過誤納還付金が発生する場合は、**抹消登録した日の翌日から3日目(土日・祝日を除く)まで**に提出してください。 それ以後の提出分は納税義務者に還付されることがあります。**なお、抹消予定として事前提出もできます。**
- ⑤ 委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金(都税等)があるときは、**地方税法第17条の2第1項等の規定により当該未納金の徴収金に充当** 又は委託納付されるため、委任状の受任者に還付されません(充当又は委託納付された結果は受任者宛てに通知されます。)。
- ⑥ 提出先:東京都都税総合事務センター還付第二班【〒176-8526 練馬区豊玉北6-13-10-4F 1203-5946-6816】(原則郵送)